平成２３年（フ）第４２号
三重県伊勢市小俣町宮前561番地２
破産者　中村　益教
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
三重県志摩市大王町波切3893番地７
破産者　山下　雅美
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１８０３号
京都市南区上鳥羽南島田町２番地
破産者　マルイ設備株式会社
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
島根県浜田市港町67番地２
破産者　山本海産株式会社
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第２３号
島根県浜田市牛市町26番地
破産者　山本眞由子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１３７号
広島県安芸郡海田町南幸町５番13―２号
破産者　株式会社広島東部販売
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７２号
札幌市西区八軒７条東３丁目１番19号
破産者　株式会社丸元吉田総業
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２号
山形県南陽市宮内2001番地の１
破産者　加藤建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第２０５号
福島県郡山市喜久田町字四十坦８番地51
破産者　株式会社松田工務店
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
福島県郡山市深沢２丁目６番６号
破産者　有限会社エンドウクリーニング
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
茨城県常陸大宮市宇留野2176番地の１
破産者　有限会社滝建設
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
埼玉県行田市持田2023番地
破産者　松村建販株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１６号
千葉県香取市岩ケ崎台14番地13　パークハイツ202号
破産者　根本　勝昭
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第１１４７号
横浜市金沢区谷津町347番地
破産者　横浜技研工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１号
金沢市本江町１番21号
破産者　株式会社アクアライズ
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２４号
金沢市藤江南３丁目65番１、従前の本店所在地石川県七尾市和倉町ワ部22番地１
破産者　有限会社アシャイラーコーポレーション（旧商号有限会社岡田屋）
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７号
石川県白山市福留南１丁目16番地
破産者　有限会社ヤマメンテナンス
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５２２号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山島57番地１ブルースカイⅠ102号、開始決定時の住所岐阜市北一色10丁目17番７号
破産者　渡邊　孝
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
静岡県浜松市西区呉松町2542番地
破産者　有限会社イメージデザイン
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
静岡県浜松市中区中沢町80番27号
破産者　有限会社カイザー
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
京都市山科区椥辻東潰29番地７
破産者　有限会社餐間
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
岡山県倉敷市田ノ上新町14番地７
破産者　有限会社水信不動産
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

第明治三十二種郵便物認可